

## は し が き

### 〔弁護士の行政手続関与と行政手続学会〕

弁護士の行政手続関与は、民主主義国家における法治主義を実現しようとするものであり、弁護士の行政手続関与自体が、適正手続保障といわなければならない。

先進国において、不利益処分に関する適正手続保障の4大原則は、①告知弁明防御の機会の付与、②理由の提示、③調査資料の開示、④処分基準の公表、とされている。

わが国の行政手続法もこの4大原則を取り入れて立法された。しかしながら、専門的な行政手続における国民の権利を実現するためには、専門家である弁護士の関与が不可欠である場合が多い。「弁護士の行政手続関与」は、第5の適正手続保障原則というべきである。憲法学者・芦田信喜氏は、「手続保障規程のない実体法は違憲である」と明言している。

日本弁護士連合会税制委員会の委員らは、約20年前に税理士補佐人制度がスタートした際に租税訴訟学会を設立し、実務研究の場をつくった。また、第二東京弁護士会公法研究会は、行政訴訟専門弁護士の情報交換会として行政訴訟学会への登録をお願いし、また、行政手続の共同研究をなすため、行政書士と弁護士に行政手続学会への登録をお願いしている。士業の臨床研究活動が、社会正義と人権擁護を実現するものと期待される。

本書の前身は、2004（平成16）年4月に法科大学院制度が発足するに際して、制度創設の1つの理念である「理論と実務の架橋」を具体的に実現するために、行政訴訟法のサブテキストとして利用していただけるよう研究者・弁護士の執筆協力を得て企画された「実務法律講義シリーズ」の1冊『実務行政訴訟法講義』である。本書は、法科大学院が開設された当初は多くの大学院で採用していただき好評を博したが、制度発足から16年以上が経過し、その役割を終えることとなった。

そこで本書は、行政手続学会に全面的なご協力をいただき、旧版の内容を全面的に見直すとともに新たな項目を追加して、行政事件に関与される方々が実務の現場で十分に活用いただけるよう、理論的にも水準の高い実践的手引書と

はしがき

して衣替えを図り刊行したものである。

日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会の行政小委員会は、「弁護士の行政手続関与」を推進するため、「行政弁護センター」構想を提言し、また、同センターに参加する弁護士らを行政事件当番弁護士として、新しいシステムの構築を検討している。本書は、弁護士の行政手続関与を推進し、これによって行政手続（行政訴訟を含む）における人権擁護とフェアな日本国づくりを図ることも目的の1つとして出版するものである。多くの弁護士、行政書士、そして研究者が行政手続学会へ登録されるようお願いしたい。

本書の執筆者は、本執筆を機縁として、執筆テーマの専門法律家として、今後も国民の委託を受けて、国民の権利を実現していく人々である。ご多忙の中、原稿をお寄せいただいた研究者・弁護士の先生方に対し、この場をお借りして深く感謝申し上げる次第である。また、行政手続学会活動にご賛同くださった民事法研究会社長・田口信義氏と、出版の校正など多大なご尽力を賜った同社編集部の瀬川雄士氏にも大変お世話になり、深く感謝申し上げたい。

令和3年1月吉日

監修者 山下 清兵衛



## 第16章 適正手続保障と法律家の 行政手続関与

### I 行政手続の適正手続保障

#### 1 第三者所有物没収事件と成田新法事件判決

最高裁判所大法廷判決（最大判昭和37・11・28刑集16卷11号1577頁）は、第三者所有物没収事件において憲法31条の法律に定める手続とは、「不利益の事前告知と弁明防禦の機会を与えること」であると宣言した。これは、刑事事件に準ずるような制裁に対しても、適用されることを認めたものであり、画期的な判決とされている。その後、最高裁判所は成田新法事件において、行政手続にも憲法の適正手続保障が及ぶことを認めたが、具体的には、行政手続における公益とそれによって侵害される私益の比較衡量によって具体的にどの程度の手続保障が行政手続に及ぶかは、一様ではないと判決した。

#### 2 適正手続保障 4 原則と行政手続法

近代国家においては、適正手続の保障とは、①告知・弁明・防禦の機会付与、②理由の提示、③処分資料の開示、④処分基準の策定および公表を4原則としている。しかしながら、国民や納税者の権利は専門性を有する法律家が関与して初めて実現できる場合が多いことを考慮すれば、第5原則として「行政手続きにおける弁護士の関与」もまた、適正手続保障の重要な内容というべきである。その後、行政手続法第3章は、「不利益処分一般」について、適正手続保障の4原則を導入するに至った。

#### 3 調査結果の説明義務と適正手続保障

さらに、平成23年国税通則法が改正され、同法7章の2が追加制定されたが、

その74条の11第2項および第3項は税務調査の結果説明手続を法定した。調査結果の説明の際、「更正金額と更正の理由」を開示し、その際、修正申告の勧奨をなすことができるものとし、修正申告をなしても、後日「更正の請求」が可能であることを文書で教示しなければならないとしている。これは、「不利益処分前の告知と弁明・防禦の機会を付与」（同条2項）するもので、かつ、「合意による租税債権と確定する制度」（同条3項）を法律で確立したものである。

## II 刑事当番弁護士

### 1 刑事当番弁護士制度の概要

弁護とは、依頼者の利益となる主張をして、正当な利益を保護し、または、依頼者のために弁明して、その立場を守ることである。刑事当番弁護士は、身近な大切な人が逮捕されたときに直ぐ駆けつけてくれる弁護士のことである。

身柄を拘束された被疑者は、無罪が推定され、弁護人の責務として冤罪を防止しなければならない。被疑者が仮に罪を犯したとしても、更生の道を歩ませるため、弁護人は、被害弁償を行い、環境改善等を勧めることによって、弁護活動を行うから、被疑者段階における弁護人の役割は非常に大きい。

逮捕された被疑者の身体的拘束期間ができるだけ短くなるよう、検察官や裁判所に働きかけ、被害者へ謝罪したり被害弁償をしたりすることも行う。

また、厳しい取調べに耐えかね、自暴自棄になり、犯してもいない罪を認めたりすることのないよう、被疑者を励まし、人質司法が行われないよう活動する。

1980年代、免田、松山、財田川、島田事件という4つの死刑冤罪事件の再審において、無罪判決が言い渡された。これらの事件は、被疑者段階で弁護人がついていれば、そもそも死刑判決が出されることを防げた可能性が高いといわれている。

刑事当番弁護士制度は、弁護士が自ら費用を負担して、かかる制度が国民に受け入れられた結果、一部重大事件の被疑者弁護が国費で賄われる被疑者国選

弁護制度が創設されるに至った。2018年には、拘留全事件が、被疑者国選弁護制度の対象となった。

## 2 刑事当番弁護士制度と刑事司法

以前は、刑事訴訟法39条3項に基づいて、検察官が起訴前の被疑者に対して私選弁護人が面会をする場合には、具体的否定書がないと被疑者と接見することはできなかった。このような面会切符制度は、刑事法全体を覆っていた自白偏重傾向や、身柄に関する緩やかな令状実務によって、被疑者は捜査官が支配する代用監獄に長期にわたって拘留され、その結果、問題のある調書が量産された。

法廷では、裁判官は、捜査官に対する過度の信頼をなし、調書の任意性や信用性について厳格な審査がなされず、証拠採用され、そのため、書面中心の審理、事実認定となっていた。自白偏重主義の下で、人質司法（身柄の長期拘束によって自白を得ようとする捜査）と調書裁判（裁判外で捜査官が作成した調書を信頼して裁判が行われること）によって、刑事司法は形骸化していった。

## 3 刑事当番弁護士の必要性

1990年、日弁連刑事弁護センターが設立され、その下部組織として各单位弁護士会に刑事弁護の質の向上を目的とする刑事弁護委員会が設立された。

刑事当番弁護士のイメージは、現場にかけつける救急車であり、その後をサポートする病院ないし診療所が、日弁連刑事弁護センターおよび単位会の刑事弁護委員会である。

刑事当番弁護士制度が、無償を強制するボランティア制度では、先細りとなることが予想されていたところ、法律扶助協会が刑事被疑者弁護人援助制度を創設し、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）が刑事当番弁護士緊急財政基金の創設を提案して、全会員から特別会費を徴収するに至った。

イギリスでは、1984年、警察刑事証拠法によって、警察当番弁護士制度が国家制度となった。当番弁護士制度には、「当番弁護士待機システム」と「名簿登録システム」の2つがある。

## 4 被疑者弁護マニュアル

現在、「刑事弁護マニュアル」や「接見交通マニュアル」などが作成され、警察や検察の強圧的な取調べに対する監視と、不要な身体的拘束からの解放および弁護側の反証活動など多様な弁護活動をすることによって、不起訴処分を得たり、より軽い罪での起訴、または、起訴後の早期保釈を得る成果をあげたりすることができる。

取調べの可視化や司法取引という新しい制度の導入によって、「被疑者段階の弁護」は、一層重大な意味をもつことになる。

## 5 マスコミ報道と冤罪防止

NHKのテレビ番組「ドキュメント冤罪」がオンエアされた。

同番組では、イギリスにおいて、一晩中待機するソリスターが、警察に逮捕された被疑者から直接電話がかかってくる様子が描かれている。

わが国においては、拘留されたまま判決の日を迎える被告人の割合は7割を超える。先進諸外国では、そのようなことはなく、拘留されずに判決を迎える被告人が多い制度運用がなされている。

刑事当番弁護士制度は、被疑者の関係者から、被疑者段階で弁護人就任の要請があれば、直ちに被疑者弁護に駆けつける制度である。

1991年11月21日の朝日新聞は、当番弁護士制度について、最高裁判所が協力する方針であることが大々的に報道された。その後、日弁連は、最高裁に働きかけて、両者間の協議が始まり、裁判所は、当番弁護士告知システムを開始するに至った。当番弁護士制度は、日弁連の戦後最大のヒット商品であるといわれている。

## 6 刑事裁判の目標

適正こそ、裁判の生命線である。適正でなければ、何のための迅速化と問われる。自白に依存しない事実認定を徹底することが重要である。

日弁連内部では、当番弁護士制度の抵抗勢力としては、警察をバックとした法務省であると認識されており、当初は裁判所も必ずしも協力はしていなかつ

た。現在は、裁判所が拘留質問の前の部屋で、壁に添付して被疑者に弁護人を選任することができる旨を掲示している。

## 7 当番弁護士制度に必要な条件

当番弁護士の職務を行うためには、それを担う弁護士が存在しなければいけない。また、当番弁護士が職務を行うには、報酬財源が必要である。当番弁護士制度は、会員の総意でつくりあげられた制度として確立されることによって、長く運用されるシステムとして成長した。「人的資源確保」、「財政的資源確保」および「制度運営の構築」の3つが必要である。

## 8 当番弁護士と法テラス

法テラスは、法務省傘下にあり、法務省は警察捜査を追認するだけの存在であるという認識が弁護士会側にあったので、当番弁護士制度は、法テラス事業や法律相談事業とは全く別の制度として発展していった。これにより、報道機関も、容疑者の言い分も取材することが必要だという認識をもつに至った。

刑事弁護は、弁護士しかできないが、国が被疑者弁護制度をつくることを待っていたら、いつまでも被疑者段階における弁護はスタートしない。弁護士自ら立ち上がって当番弁護士制度をつくっていったから実現化したといえよう。

現在、当番弁護士制度がスタートして25年以上が経過し、当番弁護士が起訴前に接見に行くのが当たり前の時代となった。

当番弁護士は、弁護士会への報告書提出が義務付けられていることにより、一般的な刑事弁護のレベルを上げることができた。警察や検察も、弁護士が被疑者段階に存在するということ意識した取調べに変化していった。行政手続弁護もまた、国家の補助金で運営されている法テラスで行う事業とすることは困難であるから、弁護士が自ら立ち上がらなければ実現しない。

## 9 被疑者弁護を支える理論

被疑者・被告人には、弁護人依頼権が保障されている（憲法34条、37条3項）。

この権利は、実質的な権利、すなわち、「有効な弁護を受ける権利」でなければならない。被疑者・被告人と弁護人との間は、信頼関係、特に主観的な信

関係が保持されなければならない。そのためには、常に自由かつ秘密の交通が両者の間に保障されていることが必要である。被疑者・被告人の話したことが、第三者に漏れるようなことがあれば、本人は、信頼して弁護人にすべてを話すことをしなくなる。

黙秘権が保障されていても、秘密性を侵害されるようなことが発生すれば、黙秘権は事実上否定されたに等しいことになる。

自白追求の捜査手続は、被疑者取調べにあるから、当番弁護士の役割は極めて重要である。

わが国の刑事訴訟法39条1項は、被疑者・被告人が弁護人と接見する接見交通権を保障している。最高裁判所は1978年、「捜査機関は、弁護人から被疑者との接見の申出があったときは、原則として何時でも接見の機会を与えなければならない」とした。逮捕直後の初回の接見は極めて重要であり、弁護人の選任を目的とし、最初の助言を得る最初の機会であって、「直ちに弁護人を依頼する権利を与えなければ、抑留または拘禁されない」とする憲法上の保障の出発点をなすものである（最一小判昭和53・7・10民集32巻5号820頁）。

アメリカ合衆国では、修正憲法6条の「弁護人の援助を受ける権利」の保障を根拠として、制度的保障として公的弁護制度の整備が確立されてきた。

連邦最高裁判所は、正式起訴・予備尋問・アライメント等の司法手続が開始されたときに、自己負罪拒否の特権が発生するとしている。

わが国の場合、身柄が拘束されている被疑者を対象に、被疑者国選弁護制度が保障されることになったが、それ以外の場を保障対象にしていない。しかしながら、捜査機関から供述を求められる場面は、身柄が拘束されていない場面もあり得るから、そのような場合にも弁護人による弁護の必要性がある。

2016年の改正法によって、検察官独自捜査事件と裁判員裁判対象事件における被疑者取調べによる録音録画が義務化されることになった。



〔執筆者一覧〕

山下 清兵衛（やました せいべえ）〔監修者〕

弁護士・税理士

〈連絡先〉

〒106-0032 東京都港区六本木1-6-3 泉ガーデンウイング6階  
マリタックス法律事務所

TEL：03-3586-3601 FAX：03-3586-3602 MAIL：HZS00325@nifty.com

〈主な専門分野等〉

租税訴訟および行政訴訟を専門とし、法科大学院制度スタート時から、租税法および公法（憲法・行政法）の専任教授として活動してきた。多くの税務調査事件、租税査察事件および行政訴訟事件の代理人・弁護経験がある。行政手続に法律家が関与することが、法の支配の実現になると考え、法律家の行政手続関与と事業の推進に積極的に参加している。また、法律事件の多くは、民事法・行政法・刑事法が交錯するが、その法選択法の確立を提案すると共に、国民の人権救済は、事後手続よりも法律家の行政手続関与が重要で、事前手続は、「告知・聴聞の機会付与」、「理由提示」、「協議・和解の導入」、「弁護士法72条（法律事件）」、「弁護士代理権」が核心と考えている。令和2年から、公正な国づくりが日本の生き残る道と考え、そのため同調する法律家を集め「民間最高裁判所」を構築し、国政三権の監視ネットワーク活動を推進している。

〈主な所属学会・所属研究会〉

第二東京弁護士会公法研究会代表幹事、同会憲法委員会委員、実務公法学会副会長、租税訴訟学会副会長、行政手続学会事務局長、日弁連税制委員会委員、日弁連行政問題対応センター委員 等（現在）

大宮法科大学院専任教授（憲法・行政法・租税法）、國學院大學法科大学院客員教授（憲法・行政法）、一橋大学法科大学院講師（行政訴訟特別講座）、東洋大学大学院講師（行政法）、立正大学講師（行政法）、中央大学法科大学院講師（行政法）、東洋大学法科大学院講師（租税法）、桐蔭法科大学院客員教授（租税法）、日弁連行政訴訟センター委員長、日弁連司法制度調査会税制部会（現税制委員会）会長、日弁連公益法人課税PT座長、第二東京弁護士会税法研究会代表幹事、日弁連人権擁護委員会納税者権利憲章制定検討小委員会委員、日弁連税務特別研修PT事務局長 等（歴任）

〈主な著作〉

「租税訴訟における司法権の独立について」比較法39号（2002年）

執筆者一覧

「現行憲法下における納税者の権利と公正な三権の確立」比較法41号（2004年）  
「租税訴訟学会 租税刑事弁護(L/F)」月刊税務事例36巻11号～12号（2004年）  
『実務 行政訴訟法講義』（民事法研究会・2007年、共著）  
『行政許可手続と紛争解決の実務と書式』（民事法研究会・2010年、編集代表）  
『行政訴訟ハンドブック』（民事法研究会・2013年、編著）  
『租税訴訟ハンドブック』（第一法規・2016年、編著）  
『法律家のための行政手続ハンドブック 類型別行政事件の解決指針』（ぎょうせい・2019年、編著）  
「子会社株式評価損の損金算入」税務弘報67巻7号（2019年）  
〈本書担当執筆箇所〉第1部第14章～第17章、第2部第1章、第7章、第8章、第10章、第15章～第17章、第20章

**山田 洋**（やまだ ひろし）

獨協大学法学部教授

〈本書担当執筆箇所〉第1部第1章

**近藤 卓史**（こんどう たかし）

弁護士・元内閣府情報公開個人情報保護審査会委員

〈連絡先〉

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-3 第一富澤ビル3階  
原後綜合法律事務所

TEL：03-3341-5271 FAX：03-3359-5975

〈主な所属学会・所属研究会〉

実務公法学会、臨床法学教育学会

〈弁護士会等での活動〉

第二東京弁護士会懲戒委員会委員（2016年～）

〈主な著作〉

『改正行政事件訴訟法の理論と実務』（ぎょうせい・2006年、共著）

『情報公開制度運用の実務』（新日本法規・1999年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第2章

**平 裕介**（たいら ゆうすけ）

弁護士・日本大学法学部助教

〈連絡先〉

〒104-0061 東京都中央区銀座2-7-6 新銀二ビル 5階

鈴木三郎法律事務所

TEL：03-3567-2616（携帯電話：090-9968-2323） FAX：03-3562-3988

MAIL：yusuke\_taira@kym.biglobe.ne.jp

〈主な所属学会・所属研究会〉

日本公法学会、都市住宅学会、実務公法学会、行政判例研究会

〈弁護士会等での活動〉

東京弁護士会憲法問題対策センター副委員長（2019年～）、日本弁護士連合会代議員  
（2010年～2011年）、東京弁護士会常議員（2019年～2020年）など

〈主な著作〉

「行政不服審査法活用のための『不当』性の基準」公法研究78号（2016年）

『法律家のための行政手続ハンドブック 類型別行政事件の解決指針』（ぎょうせい・  
2019年、共著）

『新・行政不服審査の実務』（三協法規出版・2019年、共著）

『実務解説行政訴訟』（勁草書房・2020年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第3章

## 藤代 浩則（ふじしろ ひろのり）

弁護士・専修大学法科大学院教授

〈連絡先〉

〒260-0013 千葉市中央区中央3-8-7 中央スカイビル 8階

藤代法律事務所

TEL：043-306-5460 FAX：043-306-5461 MAIL：hironori@fujishiro-law.jp

〈主な所属学会・所属研究会〉

日本公法学会、臨床法学教育学会、全国倒産弁護士ネットワーク

〈弁護士会等での活動〉

千葉県弁護士会外国人の権利委員会、千葉県弁護士会紛争解決支援センターあっせん委員

〈主な著作〉

『行政書士のための行政法〔第2版〕』（日本評論社・2016年、共著）

『行政書士のための要件事実〔第2版〕』（日本評論社・2020年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第4章

**横山 和夫**（よこやま かずお）

税理士・特定行政書士

〈連絡先〉

〒190-0011 東京都立川市高松町2-1-21 三科ビル 2階

横山税務会計行政総合事務所事務所

TEL：042-525-3633 TEL：042-525-3139

〈主な所属学会・所属研究会〉

日本税務会計学会、租税訴訟学会、実務公法学会

〈税理士・行政書士その他の活動〉

日本税務会計学会委員（2004年～2019年）、租税訴訟学会理事（2002年～）、実務公法学会幹事（2002年～）、自由が丘産能短大講師（1988年～2013年）、東洋大学講師（2006年～2015年）

〈主な著作〉

『企業行動と現代消費者法のシステム』（中央法規出版・2003年、共著）

『事例で学ぶ租税争訟手続』（財経詳報社・2006年、共著）

『企業法務戦略』（中央経済社・2007年、共著）

『租税訴訟学会紀要5号』（財経詳報社・2013年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉 第1部第5章

**阿部 泰隆**（あべ やすたか）

弁護士・神戸大学名誉教授

〈連絡先〉

〒654-0143 神戸市須磨区菅の台7-8-11

弁護士法人大龍

〈主な所属学会・所属研究会〉

日本弁護士連合会行政訴訟センター現行政問題対応センター委員、同連合会税制委員会幹事

〈主な著作〉

『行政法解釈学 1』（有斐閣・2008年、共著）

『行政法解釈学 2』（有斐閣・2009年、共著）

『行政法再入門（上）（下）』（信山社・2016年、共著）

その他経歴、著作などは <http://www.eonet.ne.jp/~greatdragon/>

〈本書担当執筆箇所〉 第1部第6章

**水野 泰孝**（みずの やすたか）

早稲田大学大学院法務研究科准教授・弁護士

〈連絡先〉

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南3-3-12-5階

水野泰孝法律事務所

TEL：03-6303-0953

〈弁護士会での活動〉

日本弁護士連合会行政訴訟センター（現行政問題対応センター）委員（2010年～、2017年より事務局長）

〈主な著作〉

『新行政不服審査法 審判員のノウハウ・不服申立代理人のスキル』（民事法研究会・2016年、共著）

『書式 行政訴訟の実務〔第三版〕』（民事法研究会・2019年、共著）

『行政不服審査法の実務と書式〔第2版〕』（民事法研究会・2020年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第7章

**早川 和宏**（はやかわ かずひろ）

東洋大学副学長・法学部教授・弁護士

〈連絡先〉

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町 HF ビル 8階

法律事務所フロンティア・ロー

TEL：03-6256-9400 FAX：03-6256-9401

〈主な所属学会・所属研究会〉

日本公法学会、日本財政法学会、日本自治学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、日本教育法学会、日本アーカイブズ学会

〈弁護士会での活動〉

第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会委員（2012年～）、日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員（2016年～）

〈主な著作〉

『AI・ロボットの法律実務 Q&A』（勁草書房・2019年、共著）

『法律家のための行政手続ハンドブック 類型別行政事件の解決指針』（ぎょうせい・2019年、共著）

『こんなときどうする？自治体の公文書管理～実際にあった自治体からの質問36』（第一法規・2019年、監修・共著）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第8章

**福井 康佐**（ふくい こうすけ）

桐蔭法科大学院教授

〈連絡先〉

〒225-8503 神奈川県横浜市青葉区鉄町1614番地

TEL：045-972-5881

〈主な所属学会・所属研究会〉

比較憲法学会、日本政治学会

〈主な著作〉

『国民投票制』（信山社・2007年）

『論点体系 判例憲法第1巻・第3巻』（第一法規・2013年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第9章

**村本 道夫**（むらもと みちお）

弁護士

〈連絡先〉

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-4 ユニオンビル4階

カクイ法律事務所

TEL：03-5298-2031 TEL：03-5298-2032

〈弁護士会での活動〉

（第二東京弁護士会関係）綱紀委員会委員、弁護士業務委員会、常議員会副議長、第二東京弁護士会監事（平成25年度）

（日本弁護士連合会関係）業務改革委員会委員、WTO サービス交渉ワーキンググループ副座長、行政訴訟改革等検討委員会（行政訴訟センター）委員、日本弁護士連合会監事（平成28年度）

〈主な著作〉

『Q&A 地方公共団体地方公務員をめぐる法律実務』（新日本法規出版・2000年、共著）

『いま弁護士は、そして明日は？』（エディックス・2004年、共著）

「AI時代の弁護士業務」法の支配197号（2020年）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第10章

**関 葉子** (せき ようこ)

国士舘大学法学部教授・弁護士

〈連絡先〉

〒104-0061 東京都中央区銀座2-6-8 日本生命銀座ビル 8階

銀座プライム法律事務所

TEL : 03-3535-7333 FAX : 03-3535-7336

〈主な所属学会・所属研究会〉

日本不動産学会、都市住宅学会、日本公法学会、行政判例研究会

〈弁護士会での活動〉

日本弁護士連合会行政訴訟センター（現行政問題対応センター）委員（2006年～）

〈主な著作〉

『弁護士専門研修講座 行政法の知識と実務』（ぎょうせい・2013年、共著）

『現代租税法講座 第2巻 家族・社会』（日本評論社・2017年、共著）

『書式 行政訴訟の実務〔第三版〕』（民事法研究会・2019年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第1部第11章

**浅野 善治** (あさの よしはる)

大東文化大学法学部政治学科教授・元衆議院法制局法制主幹・元衆議院調査局首席調査員

〈連絡先〉

〒175-8571 東京都板橋区高島平1-9-1 大東文化大学

TEL : 03-5399-7378（携帯電話090-3062-1089） FAX : 03-5399-7342

〈主な所属学会・所属研究会〉

日本公法学会、租税法学会、日本租税理論学会、比較憲法学会、日本法政学会、日本地方政治学会・日本地域政治学会、行政判例研究会

〈主な社会的活動〉

全国都道府県議会議長会法制執務アドバイザー、名古屋市法制アドバイザー、杉並区情報公開・個人情報保護審査会会長、杉並区行政不服審査会委員、荒川区個人情報保護運営審議会副会長

〈主な著作〉

「租税立法と法理論」（『税制改革の今日的課題 租税理論研究叢書29』（財経詳報社・2019年））

「憲法改正を發議する国会の性格」（『憲法の基底と憲法論 高見勝利先生古希記念』（信山社・2015年））

執筆者一覧

「議員提出条例の要点と作り方」大東ロージャーナル12号（2016年）  
〈本書担当執筆箇所〉第1部第12章

**奥平 力**（おくだいら つとむ）

弁護士

〈連絡先〉

〒106-0032 東京都港区六本木1-6-3 泉ガーデンウイング 6階  
マリタックス法律事務所

TEL：03-3585-2785 FAX：03-3585-2787

〈本書担当執筆箇所〉第1部第13章

**山口 元一**（やまぐち げんいち）

上智大学非常勤講師・弁護士

〈連絡先〉

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-18-6 四谷プラザビル 7階  
弁護士法人あると

TEL：03-5360-7860 03-5360-7930（時間外） FAX：03-5360-7867

〈主な所属学会・所属研究会〉

移民政策学会

〈主な著作〉

『実務家のための入管法入門〔改訂第2版〕』（現代人文社・2009年、共著）

『国際人権法実践ハンドブック』（現代人文社・2007年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第2部第2章

**南淵 聡**（みなみぶち さとし）

弁護士

〈連絡先〉

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-10-5 サンブリッジ九段ビル10階  
九段北シティ法律事務所

〈主な所属学会・所属研究会〉

実務公法学会、行政判例研究会

〈主な著書〉

『行政処分差止め・取消訴訟の実務と書式』（民事法研究会・2014年、共著）

『行政書士のための行政法』（日本評論社・2016年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第2部第3章

**牧野 和夫**（まきの かずお）

弁護士（第二東京弁護士会）・弁理士・米国ミシガン州弁護士

一橋大学法科大学院（法律英語）・琉球大学法科大学院（知的財産法）・関西学院大学商学部＝法学部（インターネット法）・同志社大学商学部（自動運転の法律問題）、各非常勤講師

〈連絡先〉

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル5階  
芝総合法律事務所

TEL：03-5425-2911 Mail：makino@shibanet.jp

〈公的活動〉

国際企業法務協会理事、最先端法務研究会共同代表（人工知能の法律問題の研究）、国際私法学会、国際商取引学会、ニューヨーク知的財産法協会（NYIPLA）各会員

〈主な著作〉

『初めての人のための英文契約書の実務』（中央経済社・2016年）

『初めての人のための英文・和文IT契約書の実務』（中央経済社・2018年）

『初めての人のための契約書の実務〔第3版〕』（中央経済社・2018年）

〈本書本書担当執筆箇所〉第2部第4章

**中野 直樹**（なかの なおき）

弁護士

〈連絡先〉

〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原3-8-26 サンライズビル4階  
弁護士法人 まちだ・さがみ総合法律事務所 相模原支所

TEL：042-730-5005 FAX：042-730-5035

〈弁護士会での活動〉

日本弁護士連合会人権擁護委員会特別嘱託、第二東京弁護士会多摩支部支部長

〈主な著作〉

『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社・2018年、共著）

〈本書担当箇所〉第2部第5章

**三宅 弘**（みやけ・ひろし）

弁護士・獨協大学特任教授

執筆者一覧

〈連絡先〉

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-3 第一富澤ビル 3階 原後綜合法律事務所

TEL：03-3341-5271 FAX：03-3359-5975

〈主な所属学会・所属研究会〉

臨床法学教育学会、企業法学会、著作権法学会

〈弁護士会での活動〉

日本弁護士連合会副会長（2015年）、日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長（2007年～2010年）

〈主な著作〉

『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』（日本評論社・2013年、共著）

『原子力情報の公開と司法国家 情報公開法改正の課題と展望』（日本評論社・2014年）

『監視社会と公文書管理』（花伝社・2018年）

〈本書担当箇所〉第2部第6章

**趙 元濟**（ちょう うえんじえ）

駒澤大学法科大学院教授・法学博士

〈連絡先〉

〒154-8625 東京都世田谷区駒沢1-23-1

TEL：03-5712-4703 FAX：03-5712-4704

〈主な所属学会〉

日本地方自治学会、韓国公法学会

〈主な著作〉

『行政救済：日・韓の制度と現状』（信山社・2004年）

「行政法学上の当・不当と職権取消処分 of 司法審査に関する一試論」駒澤法曹15号（2019年）

「処分性拡大再論と訴訟選択論に関する一試論」早稲田法学96巻3号（2020年）

〈本書担当箇所〉第2部第9章

**石川 善一**（いしかわ よしかず）

弁護士

〈連絡先〉

〒400-0858 山梨県甲府市相生1-20-13

石川善一法律事務所

TEL：055-222-0200 FAX：055-222-0212

〈主な所属学会・所属研究会〉

健康保険法改正研究会

〈弁護士会での活動〉

山梨県弁護士会会長（2008年度）、日本弁護士連合会理事（2008年度）

〈主な著作〉

『民法注解 財産法 第2巻 物権法』（青林書院・1997年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第2部第11章

**南 典男**（みなみ のりお）

弁護士

〈連絡先〉

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-6-5 シガラキビル9階

ピープルズ法律事務所

TEL：03-3354-2555 FAX：03-3354-9650

〈主な所属学会・所属研究会〉

行政手続学会、実務公法学会、環境法政策学会、公法研究会

〈弁護士会での活動〉

日本弁護士連合会憲法問題対策本部幹事（2015年～）、日本弁護士連合会秘密保護法・共謀罪対策本部委員（2017年～）など

〈主な著書〉

『最新重要行政関係事件実務研究』（青林書院・2006年、共著）

『実務 行政訴訟法講義』（民事法研究会・2007年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第2部第12章

**宮島 渉**（みやじま わたる）

弁護士

〈連絡先〉

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町 HF ビル8階

法律事務所フロンティア・ロー

TEL：03-6256-9400 FAX：03-6256-9401

〈主な所属学会・所属研究会〉

ロースクールと法曹の未来を創る会、日本的経営研究会、日本ヘルスケア役員協会

執筆者一覧

〈弁護士会での活動〉

日本弁護士連合会研修委員会委員（2018年～2019年）、第二東京弁護士会研修センター嘱託（2013年～2018年）、第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員（2013年～2020年）、第二東京弁護士会弁護士業務センター委員（2013年～2020年）、第二東京弁護士会紛議調停委員会委員（2013年～2020年）

〈本書担当執筆箇所〉第2部第13章

**飯田 豊浩**（いいた とよひろ）

弁護士

〈連絡先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5-9階 涼和総合法律事務所

TEL：03-3568-2410 FAX：03-3568-2412

〈公的業務〉

最高裁判所司法研修所教官（2020年4月～）、大田区立学校生徒事故調査委員会副委員長（2017年1月）、東京都教育相談センター・学校問題解決サポートセンター専門家委員（2019年度）など

〈弁護士会での活動〉

第一東京弁護士会総合法律研究所・行政法研究部会委員など

〈本書担当執筆箇所〉第2部第14章

**石川 美津子**（いしかわ みつこ）

弁護士・筑波大学法科大学院非常勤講師

〈連絡先〉

〒160-0022 東京都新宿区新宿パシフィックワコービル602

初風法律事務所

TEL：03-5919-3592 FAX：03-5919-3593

〈弁護士会での活動〉

日本弁護士連合会行政訴訟センター（現行政問題対応センター）委員（2010年～）

〈主な著作〉

『法律家のための行政手続ハンドブック 類型別行政事件の解決指針』（ぎょうせい・2019年、共著）

『事例式 事業承継手続マニュアル』（新日本法規出版・2020年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉第2部第18章

藤井 純一（ふじい じゅんいち）

公益財団法人かめのり財団理事・博士（社会デザイン学）（立教大学）

〈連絡先〉

〒106-0032 東京都港区六本木1-6-3 泉ガーデンウイング 6階

マリタックス法律事務所

TEL：03-3585-2785 FAX：03-3585-2787

〈主な所属学会・所属研究会〉

社会デザイン学会（理事）、信託法学会、日本土地法学会、日本経営財務研究学会、

日本ファイナンス学会、エントロピー学会

〈主な著書〉

『一問一答改正信託法の実務』（経済法令研究会・2007年、共著）

『信託の法務・税務・会計』（学陽書房・2007年、共著）

『エッセンシャル ビジネス法務』（芦書房・2011年、共著）

〈本書担当執筆箇所〉 第2部第19章

（2020年12月現在）

〔編者所在地〕

〒106-0032 東京都港区六本木 1-6-3  
泉ガーデンウイング 6 階  
マリタックス法律事務所内  
TEL：03-3586-3601  
FAX：03-3586-3602  
MAIL：HZS00325@nifty.com

## 行政手続実務大系

### ——適正手続保障を実現する実務と書式——

---

令和 3 年 2 月 11 日 第 1 刷発行

定価 本体 7,500 円 + 税

編 者 行政手続学会  
監 修 者 山下清兵衛  
発 行 株式会社 民事法研究会  
印 刷 株式会社 太平印刷社

---

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

---

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-381-8 C3032 ¥7500E  
カバーデザイン 袴田峯男